

## 第5章 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保していくうえで、計画の進行管理は重要です。そのため、毎年度、本計画の推進施策及び事業の取り組み状況や成果等について、PDCA サイクルによる点検・評価を行い、必要に応じて施策の見直しを行う等、計画の適切な進行管理を行います。

### 2 庁内連携体制の強化

本計画の推進にあたっては計画を主管する福祉課だけではなく、住民の健康づくりや生涯学習、就労、住宅政策を含めた住みよいまちづくりを推進する関連部署との連携も不可欠であることから、庁内の関係各課との連携強化を進め、計画に関わる情報の共有化を図るとともに、推進施策や関連事業の実施に係る調整を行うことができる体制を構築します。

### 3 多様な主体との連携

全ての高齢者が住み慣れた地域で、明るく安心して暮らしていくことができる、ぬくもりのあるまちづくりを構築するため、地域包括ケアシステムの実現にあたっては、在宅医療・介護連携を踏まえたサービス基盤の強化、認知症対策の充実、多職種連携による課題解決に向けた地域ケア会議の推進を図る等、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら自立した日常生活の支援を包括的に実施する必要があります。これらの取り組みを推進するためには、多様な関係機関・団体等との連携が不可欠であることから、地域住民をはじめ自治会や各種関係団体、ボランティア等との連携を深めます。

